

基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 1 小地域福祉活動の活性化（身近な地域づくり）

身近な地域で、日常のちょっとした変化や困りごとに気づき、住民同士が「お互いさま」で支え合える関係を築くことは、誰もが安心して暮らせる地域づくりの基盤となります。

そうした関係性を育むため、見守り・話し合い・助け合いからなる「ふれあいネットワーク活動」では、民生委員・児童委員等と連携し、地域で生活する住民の“ふだんの様子”に寄り添いながら、困りごとの芽に気づく関係性を広げていきます。

その他、関係機関・団体と協議しながら、サロン、ウェルクラブ活動などの取組みや新たな社会資源の創出を進めます。

また、支える側と支えられる側を固定せず、みんなが自然に助け合いたいと思えるように、活動者や各種取組みへの参加者等の意識を高めるための働きかけを行います。

このような取組みを充実・発展させるために、多様な関係者が参画する小地域福祉活動計画を策定・推進し、地域課題の解決と持続可能な地域づくりを目指します。

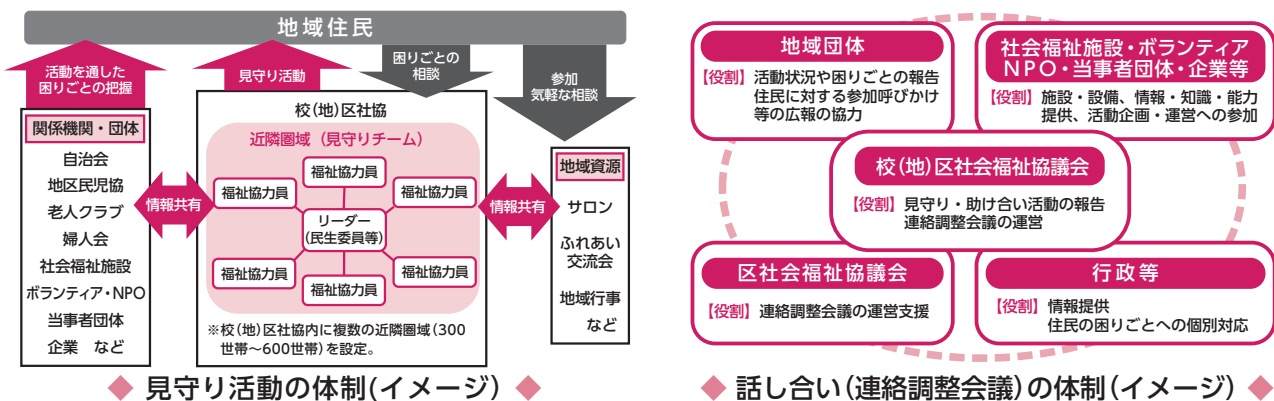
地域において目指すこと	
地域住民	● 地域福祉活動への参加
校(地)区社協	● ふれあいネットワーク活動の実施 ● 小地域福祉活動計画の策定・推進 ● サロン活動・ウェルクラブ活動の実施 ● 社会福祉施設など関係機関・団体とのつながり構築
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	● ふれあいネットワーク活動との連携 ● 小地域福祉活動計画策定委員会・推進委員会への参画 ● 小地域福祉活動計画の周知や推進への協力 ● ウェルクラブ活動への協力 ● サロン活動の実施
当事者・当事者団体	● 潜在的に困りごとを抱えた当事者の把握・地域福祉活動者へのつなぎ ● 小地域福祉活動への参画
社会福祉施設・事業所	● 連絡調整会議への参画・専門性を活かした助言や支援 ● 助け合い活動への協力 ● 小地域福祉活動計画策定委員会・推進委員会への参画
NPO・ボランティア団体	● 小地域福祉活動計画の周知や推進 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などへの協力
企業など	● 企業の専門性を活かした小地域福祉活動への参画

～一人ひとりの暮らしを支えよう～

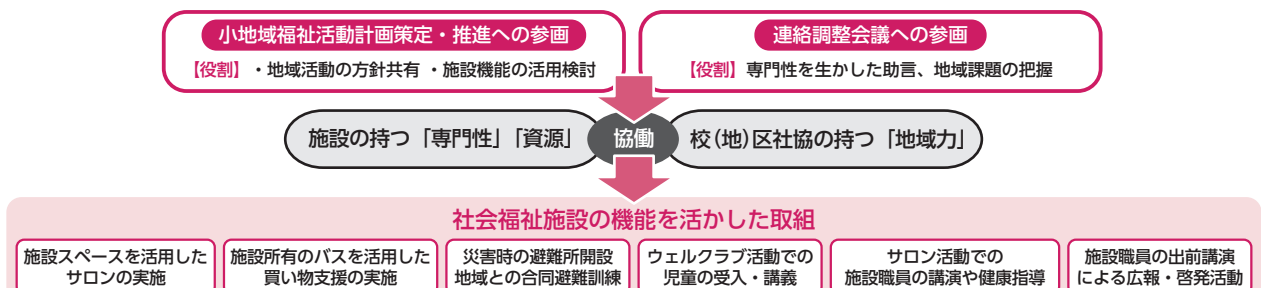
北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動の実施支援 ● 小地域福祉活動計画策定・推進支援 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などの支援 ● 生活支援体制整備事業の実施 ● 地域における公益的な取組の推進支援 ● 各種別社会福祉施設協議会の連絡・調整
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業の実施支援
自立支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市・区民児協事務局運営を通じた民生委員・児童委員活動の支援
区社協 (区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動の実施支援 ● 小地域福祉活動計画策定・推進支援 ● サロン活動・ウェルクラブ活動などの支援 ● 生活支援体制整備事業の実施 ● 地域における公益的な取組の推進支援 ● 関係機関・団体と校(地)区社協のコーディネート

◆ ふれあいネットワーク活動

ふれあいネットワーク活動での声かけや情報の共有が、安心できる暮らしにつながり、孤独・孤立を防ぎ、支え合う力を育みます。この図は、校(地)区社協を中心に関係機関・団体が連携・協働することで、地域全体で安心を広げていく姿を示しています。



◆ 社会福祉施設と校(地)区社協のつながりづくり(施設職員の地域の会議などへの参画)



基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 2 困った時の相談支援（個別支援）

認知症や障害による判断能力の低下、人生の終末期の不安、仕事や家計・生活上の困りごと、加齢による体力低下や活躍の場の喪失など、一人ひとりの自立や社会参加を妨げる要因は様々です。複雑・多様な課題を抱え、制度の狭間に陥って相談先がわからない場合や、自ら助けを求めることが難しい人もいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自分らしく生きる権利」が守られ、困ったときに気軽に相談でき、必要な支援や地域福祉活動につながるしくみづくりが大切です。身近な相談先を整備し、専門機関や関係団体と連携した相談・支援体制を構築することで、孤独・孤立を防ぎ、自立や社会参加の支援を進めます。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとを抱え込まず、家族や友人、身近な住民への相談
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネットワーク活動を通じた困りごとの把握や適切なつなぎ ● 地域生活支援相談員の配置・協力 ● 各種相談窓口の周知・協力・理解
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする住民の把握や適切なつなぎ ● 各種相談窓口の周知・協力・理解
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応 ● <u>まちかど介護相談室の実施</u>
ボランティア・NPO団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民による助け合い活動への参加・協力 ● 福祉有償運送などのインフォーマルなサービスの実施 ● フードサポートなどのイベント開催において、相談窓口の設置
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応
専門職団体 (弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律や福祉の専門性を活かした相談・支援（直接支援） ● 専門的な視点からの助言・支援（支援者支援）
終活関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応 ● 潜在的な権利擁護ニーズの早期発見、専門機関への適切なつなぎ
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いての本人、家族からの相談対応

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

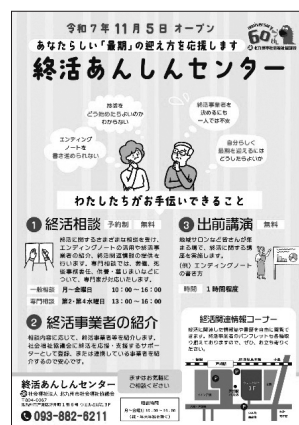
～一人ひとりの暮らしを支えよう～

北九州市社協の主な取組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援活動推進事業の実施
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーひまわりサービスの実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施 ● 社会貢献活動をしたい企業と活動先のマッチング
自立支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ● 生活福祉資金貸付事業の実施 ● <u>コロナ特例貸付フォローアップ事業の実施</u> ● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅支援資金貸付事業の実施
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>介護サービス相談員派遣事業の実施</u> ● 高齢者見守りサポーター派遣事業の実施
権利擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉権利擁護事業の実施 ● 法人後見事業の実施 ● 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行 ● 終活あんしんセンターの運営 ● 終活相談事業の実施 ● <u>終活あんしんサポート事業者登録制度の実施</u> ● 死後事務委任サポートの実施
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援相談員の取組み支援 ● シルバーひまわりサービスの実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施 ● 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ● 生活福祉資金貸付事業の実施 ● <u>コロナ特例貸付フォローアップ事業の実施</u>

◆あなたらしい「最期」の迎え方を応援します 終活あんしんセンター

令和7年11月、ウェルとばたに開設された「終活あんしんセンター」は、終活に関するあらゆる悩みを気軽に相談できる相談窓口です。葬儀や死後事務委任、供養や墓じまいのことなど、専門家と連携しながらサポートします。また、終活を身近に感じてもらうためにセミナーや講座も開催します。

“誰もが迎える人生のエンディング、その準備を「不安」ではなく「安心」へと変えていくために。” これからの時代に欠かせない拠点として期待されています。



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

基本目標 Ⅱ 誰も取り残さない地域づくり

基本項目 3 災害に備えた体制づくり（防災・減災の取組み）

近年は全国各地で自然災害が頻発し、被害も甚大化しています。災害を自分ごととして捉えるためには「災害は“まさか”ではなく“いつか”起きるもの」という意識を持って、一人ひとりが備える意識を持つことが必要です。

災害時には被災者支援活動において災害ボランティアが大きな役割を果たしてきました。被災地の内外から多くの人々が活動に参加することで、被災地の課題が広く共有され、社会全体の防災意識向上にもつながってきました。発災時に円滑な支援活動を行うためには、平時からのボランティア・市民活動への関心の高まりが重要です。

地域住民やNPOなどとのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図るとともに、行政や関係機関と協議し、発災時の対応や役割をあらかじめ明確化しておくことが重要です。

地域において目指すこと	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自助意識の醸成（災害時への備え） ● 近隣住民との関係づくり ● 共助の取組みや災害ボランティア活動への参加 ● 防災士などの専門的知識を持つ人の地域福祉活動への参画
校(地)区社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険個所の把握と周知、避難場所・経路の確認と共有 ● ふれあいネットワーク活動を通じた災害時要配慮者などの把握（支援を求められた際の環境の整備） ● 自助・共助意識を高める啓発や防災訓練などの開催 ● 災害時のニーズ把握
地域団体 (自治会、民児協、老人クラブなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険個所の把握と周知、避難場所・経路の確認と共有 ● 自助・共助意識を高める啓発や防災訓練などの開催 ● 校(地)区社協と協働した共助の取組の推進 ● 災害時のニーズ把握
当事者	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時からの情報発信
社会福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門性を活かした災害時に備えた支援・協力
NPO・ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者などの支援に向けた地域との連携 ● 災害ボランティア活動への参加
教育関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備える取組みについての学習
企業など	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の復興支援・協力と組織内における平時からの自助意識の醸成 ● 災害ボランティアセンター設置・運営・環境整備への参画

～一人ひとりの暮らしを支えよう～

北九州市社協の主な取組み	
総務課	● 市社協の防災体制の確立
ウェルとばた管理課	● 戸畑駅前地区防災相互応援協定の推進 ● 消防署と連携した火災避難訓練、地震避難訓練
地域支援課	● 校(地)区社協の災害に備えた体制づくりの推進支援 ● 災害時の校(地)区社協のニーズ調査
活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	● ICTを活用した災害ボランティア活動支援のための情報発信 ● 「災害時相互協力協定」締結団体との連携促進 ● 災害ボランティア養成講座の開催 ● 災害ボランティア用資機材の管理 ● 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
区社協(区事務所)	● 校(地)区社協の災害に備えた体制づくりの推進支援 ● 災害時の校(地)区社協のニーズ調査

◆災害ボランティアセンター「災害VC」とは

大規模な災害発生時に被災地でのボランティア活動を円滑に進めるため、北九州市からの要請などによって市社協が設置します。災害VCではボランティアの力を結集して、泥かきやガレキの撤去の他、炊き出しや避難所運営支援など、被災者の困りごとにあわせて、様々な生活再建の支援を行います。

災害VC運営の三原則

被災者中心 地元主体 協働



◆平時の備えが不可欠！

平成27年度より、経営者団体や労働組合、生活協同組合などと協定を締結し、定期的な連絡会を開催するとともに、市社協が実施する研修や訓練への参加、災害ボランティアとしての登録など、有事に備えた連携・体制づくりを継続して行っています。

令和5年には、北九州市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を締結しています。

【災害時相互協力協定締結団体】

一般社団法人北九州青年会議所
連合福岡・北九州地域協議会
福岡県北九州地域労働者福祉協議会
エフコープ生活協同組合
一般社団法人北九州青年経営者会議
ライオンズクラブ国際協会337-A地区



災害VC設置・運営訓練/毎年



資機材の備蓄/若松競艇場倉庫 他

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。